令和 6 年度紀伊半島移住プロモーション事業 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、令和 6 年度紀伊半島移住プロモーション事業業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

令和6年度紀伊半島移住プロモーション事業業務委託

(2)目的

コロナ禍を契機に、人々の働き方や暮らし方に対する価値観に変化が見られ、地方との関わり方も多様化している。そのような中で、紀伊半島における関係人口の創出や移住・定住の促進を図るためには、紀伊半島という地域が有する多様な魅力を広く発信し、認知度の向上や興味・関心の喚起を図る必要がある。

本業務では、マスメディアを活用した情報発信や東京都内におけるプロモーションイベントを通して、紀伊半島におけるライフスタイルや地域の魅力を発信することで、紀伊半島との関わり方に関するアイデアを得てもらい、地域との継続的な関わりや交流を促進することを目的とする。

(3) 業務内容

- ① 雑誌や WEB 等マスメディアを活用した情報発信
- ② 東京都内でのイベント実施
- ③ 業務実施報告書の作成
- ※ 詳細は別紙「令和6年度伊半島移住プロモーション事業業務委託仕様書」(以下「仕 様書」) に記載。

(4) 委託料上限額

委託料は下記金額を限度とする。

金6,549千円(消費税及び地方消費税に相当する額(10%)を含む。)

(5) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月7日(金)まで

3. 参加資格要件等

単独又は共同提案によるものとする。

(1) 単独提案の参加資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 三重県、奈良県、和歌山県にかかる入札参加資格停止又は落札資格停止の期間中で ないこと。
- ④ 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事 再生法の規定による再生手続開始の申立て中または再生手続中でないこと。
- ⑤ 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、会社 更生法の規定による更生手続開始の申立て中または更生手続中でないこと。
- ⑥ 役員等(法人にあたっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所 (常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ)の代表者を、個 人にあたってはその者(支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)で ないこと。
- ⑦ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が 経営に実質的に関与していないこと。
- ® 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど 直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑩ ⑧及び⑨に挙げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑪ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ② 審査委員会の委員又は審査委員会の委員が所属する団体でないこと。
- ③ 同種業務を公告日から過去3年間に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有すること。

同種業務とは、雑誌や WEB 等マスメディアを活用した情報発信業務または、関係 人口の創出や移住定住の促進を目的としたイベント実施業務をいう。

(2) 共同提案の参加資格等

複数の事業者による共同提案(以下「JV」という。)を行う場合には、次の事項に留意すること。

① 必ず幹事者を決め、全提案者の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、幹事者の印は契約時に使用するものと同一とすること。

また、業務の履行方式に応じた「特定委託業務共同企業体協定書」(様式1-2-

1若しくは1-2-2)を提出すること。

※「分担履行型」(様式1-2-1)…1つの業務について、さらに複数の細業務に分かれる場合、各構成員がそれぞれ分担する業務を、責任を持って履行する方式

「共同履行型」(様式1-2-2)…1つの業務について、あらかじめ定めた出資割合に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同履行する方式

- ② 複数のJVに所属することはできない。また、JVに所属しながら自らが単独で提案 を行うことは認められない。
- ③ 幹事者及び共同提案者全ての構成企業が上記(1)①から⑫の条件を満たしていること。
- ④ 幹事者及び共同提案者のうちいずれかの構成企業が上記(1)③の条件を満たしていること。
- ⑤ 幹事者及び共同提案者を変更することはできない。
 - ※「参加意向申出書」の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合には、参加意向申出書受付期間内に「参加意向申出書記載事項変更届出書」(様式1 3)を添えて、改めて「参加意向申出書」を提出すること。

(3) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提案者の資格要件等を満たさないとき。
- ② 複数の提案書等を提出したとき。
- ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- ⑤ 提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑥ 見積書の積算誤りや委託上限金額を上回る金額の提示があったとき。
- ⑦ そのほか不正な行為があったとき。

4. 日程

令和6年6月17日(月) 公告

令和6年6月28日(金) 参加表明書等提出締切

令和6年7月 1日(月) 質問書締切

令和6年7月 8日(月) 企画提案書等提出締切

令和6年7月22日(月) 選定審査会開催(プレゼンテーション実施)

令和6年7月23日(火) 委託事業者決定

5. 手続き等

(1) 担当課

奈良県総務部知事公室奥大和地域活力推進課

〒634-0003 奈良県橿原市常盤町 605-5

TEL: 0744-48-3016 FAX: 0744-48-3135

(2) 実施要領、仕様書及び様式の交付期間、交付場所等

① 交付期間

令和6年6月17日(月)から6月28日(金)午後3時まで

② 交付場所

5の(1)の担当課にて配布又は「奈良県美しい南部東部振興課/奥大和地域活力推進課」ホームページにて公開する。

ただし、担当課における配布は正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条に規定する県の休日を除く。

- ※ 郵送による配布は行わない。
- ※ 本件にかかる説明会は実施しない。

(3) 参加表明書等の提出期限、提出先及び提出方法

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

① 提出期限

令和6年6月28日(金)午後3時まで 【必着】

② 提出先担当課に同じ

③ 提出方法

持参または郵送に限る

※ 郵送による場合は、簡易書留等の確実な方法によるものとすること。

- ④ 提出書類
 - 1) 参加意向申出書

(単独提案:様式1-1)

(共同提案:様式1-2、様式1-2別紙)

- 2) 会社概要及び類似事業受注実績(様式2)
- 3) 実績証明書(任意様式)
 - ・過去3年間に今回の委託金額と同規模程度(又は同規模以上)の契約実績に ついて分かる資料を提出すること。

(4) 質問及び回答

質問の受付及び回答は次のとおりとする。

① 受付期限

令和6年7月1日(月)午後3時まで 【必着】

② 質問方法

質問書(様式3)により担当課あてにFAXにて提出すること。送付後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。なお、電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

③ 質問に対する回答

参加意向申出書の提出があった事業者から受理した質問内容については、「奈良 県美しい南部東部振興課/奥大和地域活力推進課」のホームページに順次公表する。

(5) 企画提案書の提出

企画提案書の提出については次のとおりとする。

① 提出期限

令和6年7月8日(月)午後5時まで 【必着】

② 提出先

担当課に同じ

③ 提出方法

持参または郵送に限る

- ※ 郵送による場合は、簡易書留等の確実な方法によるものとすること。
- ④ 提出書類

次に掲げる書類を A4 片面で提出し、2)の企画提案書については 15 頁を限度とすること。 なお、副本 14 部については提案者を判読できるような記載を削除すること。

- 1) 企画提案書表紙(様式4) 【原本1部】
- 2) 企画提案書(任意様式) 【原本1部 副本14部】 下記内容を必ず盛り込むこと。
 - i. 業務実施方針
 - · 業務の実施方針および企画のポイントを記載すること。
 - ii. スケジュール
 - 業務完了までの具体的なスケジュール及び業務内容を記載すること。
 - iii. 実施体制
 - 本業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる 実施体制について提案すること。
 - iv. 雑誌や WEB 媒体等のマスメディアを活用した情報発信について
 - · ターゲット層に対し効果的に訴求できる媒体を具体的に提案するこ と。
 - 活用する媒体の発行部数や閲覧数などの実績を記載すること。
 - · 目的達成に適したページ数や文字数を具体的に提案すること。

- · テーマや誌面の構成案を具体的に示すこと。
- v. 都市部でのイベント実施について
 - ・ 本事業の事業趣旨を十分に理解した上で、目的達成に適したプログラムを具体的に提案すること。
 - ・ ターゲット層の集客を見込むことができる会場案(複数可)と開催 曜日及び時間帯の案を示し、その理由を明記すること。
 - ・ 一過性のものとならず、継続的に地域との関わり方について検討できるような内容となるよう、工夫したことについて説明すること。
 - ・ 集客目標を設定し、目標達成のための集客方法を提案すること。
- 3) 業務実施体制(様式5) 【原本1部 副本14部】
- 4) 見積書(任意様式) 【原本1部 副本14部】
 - 宛先は「紀伊半島移住プロモーション事業実行委員会」とすること。また、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。(各項目の単価が判断できる内容とすること。)
 - ・ 消費税及び地方消費税相当額を除いた金額と含む金額をそれぞれ明記し、消費税及び地方消費税については、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(6) 辞退届の提出

参加表明書を提出した後、企画提案書を提出しない場合は、担当課へ電話連絡のうえ、 令和6年7月8日(月)午後3時までに辞退届(任意様式)を持参、郵送又はFAXにより提出すること。

6. 委託事業者の選定

(1) 審査方法

提出された企画提案書等について、委託者が設置する審査委員会において企画提案書によるプレゼンテーション審査を実施し、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を最優秀提案者として選定する。

- ※ 提案者が2者に満たない場合においても、再公告の手続きは踏まずに審査手続きを 行う。但し、評価点数の合計が、6割以上であることを契約相手方特定の条件とす る。
- ※ 参加者が4者以上となった場合には、委託者が本実施要項で定める審査項目により 一次審査を行い、上位と評された3者により、選考委員会において企画提案書等プレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、上位3者に入らなかった者に対して は事前に通知する。
- ① 審查予定日:**令和6年7月22日(月)(予定)**
- ② 場 所:大阪府教育会館たかつガーデン

(大阪市天王寺区東高津町7-11)

③ 時 間:1 提案者あたりの説明時間は30分を予定し、内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション (15分)、質疑応答 (15分)

④ 出 席 者:審査会場の入室は3名までとし、主たる説明者は、当該業務に従事する実務担当者とする。

(2) 審査内容

提出された企画提案書等について、次の観点から総合評価を行い、事業者を選定する。

審査項目、審査観点及び配点			
審査項目		審査基準	配点
1 実施方針		・ 事業目的を理解し、委託業務の目的に合致した提案 となっているか。	10
2計画性		業務遂行のための工程が明確であるか。事業が適切に実施できるスケジュールとなっているか。	10
3業務遂行能力	実施体制	・ 事務局との連絡体制、社内体制及び業務に関する社 外組織との連絡体制は充分なものとなっているか。	_ 10
	事業実績	・ 事業の実施に関して、十分な実績があるか。	
4 企画内容	情報発信	情報発信の内容や活用する媒体がターゲットとなる 層に確実に訴求するものとなっているか。目的達成に適した情報量を発信するものとなっているか。	30
	イベント	 目的達成に適したプログラムとなっているか。 ターゲット層の集客を見込むことができる会場案、開催曜日及び時間帯案となっているか。 一過性のものとならず、継続的に地域との関わり方について検討できるような内容となっているか。 集客目標が適正で、集客方法がターゲットに対し効果的に訴求するものとなっているか。 	30
5予算	•	・ 提案内容に応じて妥当な見積もりの積算であり、コ スト削減が考慮されているか。	10
合計			100

(3) 審査結果

選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。個別の審査 結果についての公表は行わない。また、審査の結果に対する異議申し立ては一切受け付 けない。

(4)事業者との契約

- ① 選定された者は、通知があり次第、下記書類を提出するとともに紀伊半島移住プロ モーション事業実行委員会事務局と打合せを行い、委託業務契約書を締結した後、 速やかに業務に着手すること。
 - 1) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書 1部
 - 2) 都道府県税に係る徴収金について未納がない旨の証明書 1部
- ② 当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ③ 企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書 等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ④ 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を 解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - 1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - 2) 暴力団 (暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団 員が経営に実質的に関与しているとき。
 - 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する など直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している とき。
 - 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記 1)から 5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記 1)から 5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合 [上記 6)に該当する場合を除く。]において、委託者が委託者との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を委託者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(5) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、業務不履行の恐れがないと認められる場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7. その他

- (1) 提出された書類は返却しないものとする。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) プロポーザル参加者が企画提案書等の作成や提出に要した費用については、全てプロポーザル参加者が負担するものとする。
- (4) 本公募型プロポーザルの実施は、受託事業者の特定を目的とするものであり、契約後においては、委託者と協議を重ねながら計画策定を行うことになるため、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。
- (5) 契約額は、提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務内容を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合は、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うものとする。
- (6) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、および情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (7) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令およびその他関係法等に従うものとする。